

どのような支援があるの？

生活困窮者の課題は多様で複合的であることが多いため、
就労の課題や心身の不調、家族問題などに包括的な支援策を用意します。
また、生活困窮者本人の状況に応じた支援プランを作成し、
切れ目なく継続的に支援を提供します。

包括的な相談支援	本人の状況に応じた支援
自立相談支援事業 一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援プランを作成	住居確保給付金 ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 ・家計立て直しのための転居費用を補助
	就労準備支援事業 個別カウンセリングで就職活動を手厚くサポート
	居住支援事業（シェルター事業） 住居喪失者に対して一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
	家計改善支援事業 家計改善の専門家がお金のやりくりなどをサポート



あなただけの「支援プラン」を作ります

自立相談支援事業

就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている人は、まずは相談窓口（門真市社会福祉協議会）にご相談ください。支援員が相談を受けて、ご本人と生活課題を共に整理し、どのような支援が必要かを一緒に考えます。また、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

（実際の相談の流れ）

相談を受けると・・・

- 1 相談者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズを把握
- 2 ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを作成
- 3 支援プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施



住居確保給付金

1. 家賃補助

離職などで住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則 3 カ月間(最長 9 カ月間)、家賃相当額を支給します。また、その間に就職に向けた支援を行います。

支給する際は、原則、住宅の家主または家主から委託を受けた事業者の口座に直接振り込みます。なお、支給額は生活保護の扶助基準額(39,000 円／一人世帯: 令和7年3月現在)を上限とします。

支給申請時に下記の要件をすべて満たす人が対象となります。

1	イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失していることまたは喪失するおそれがあること
2	イ) 申請日において、離職等から 2 年(当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認める事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年) 以内であること又は、 ロ) 個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職等と同等程度まで減少している状況にあること
3	イ) 離職日において世帯の生計を主として維持していたこと ロ) 申請日の属する月において世帯の生計を主として維持していたこと
4	公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職をめざした求職活動を行うこと。ただし、上記 2 ロ) に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると認める場合は、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。
5	【収入要件】 申請日における申請者の世帯の月収額が、基準額と申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(住宅扶助基準に基づく額を上限とする)以下であること
6	【資産要件】 申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計額が基準額に 6 を乗じた額(上限は 100 万円)以下であること
7	地方自治体などが実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
8	申請者および申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

※参考(家賃補助)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入の上限	123,000円 (84,000円＋家賃)	177,000円 (130,000円＋家賃)	223,000円 (172,000円＋家賃)	265,000円 (214,000円＋家賃)	306,000円 (255,000円＋家賃)
家賃の上限	39,000円	47,000円	51,000円	51,000円	51,000円
資産の上限	504,000円	780,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

2. 転居費用補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

支給申請時に下記の要件をすべて満たす人が対象となります。

1	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
2	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
3	申請日の属する月において世帯の生計を主として維持していること
4	家計の改善のために次のイ又はロに掲げるいずれかの理由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること イ)転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること ロ)転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること
5	【収入要件】 申請日における申請者の世帯収入額が、基準額と申請者が賃借する住宅の家賃額を合算した額(住宅扶助基準に基づく額を上限とする)以下であること
6	【資産要件】 申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計額が基準額に6を乗じた額(上限は100万円)以下であること
7	地方自治体などが実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
8	申請者および申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

※参考(転居費用補助)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入の上限	123,000円 (84,000円+家賃) ※家賃は39,000円 が上限	177,000円 (130,000円+家賃) ※家賃は47,000円 が上限	223,000円 (172,000円+家賃) ※家賃は51,000円 が上限	265,000円 (214,000円+家賃) ※家賃は51,000円 が上限	306,000円 (255,000円+家賃) ※家賃は51,000円 が上限
支給額の上限	117,000円	141,000円	153,000円	153,000円	153,000円
資産の上限	504,000円	780,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

※ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当を支給。

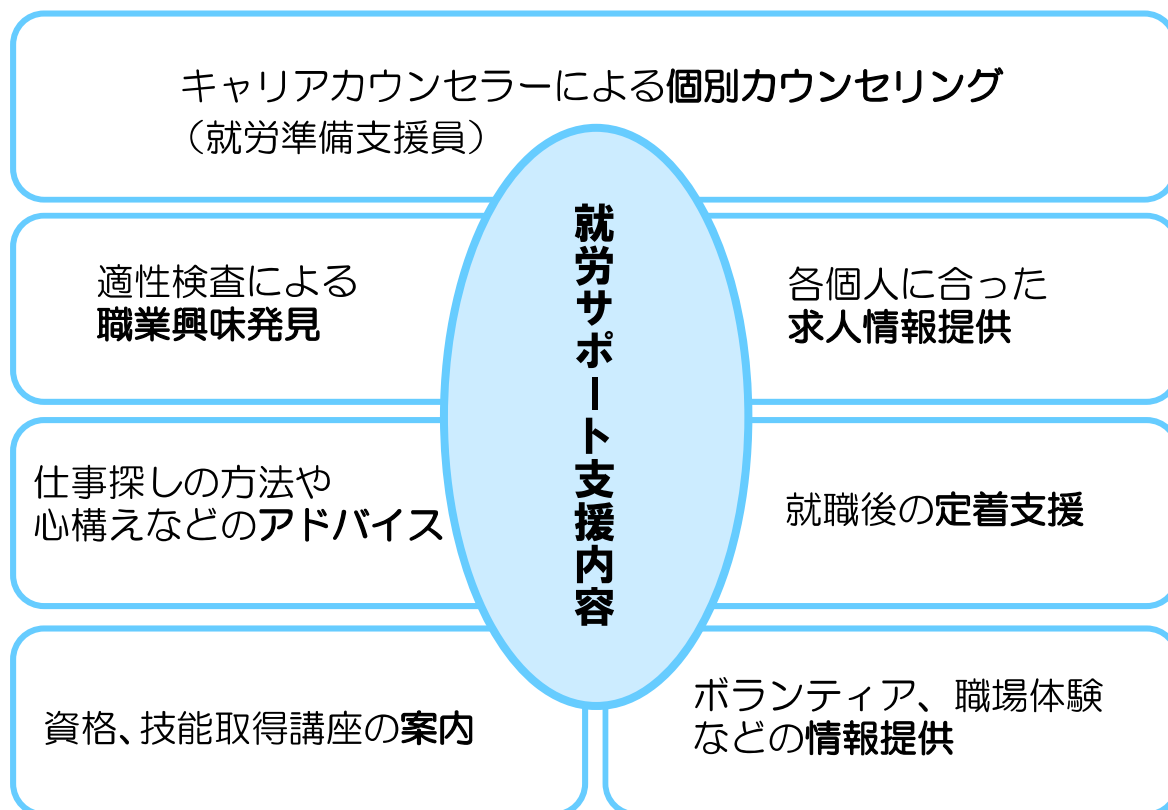


働きたいけど不安な人、仕事が決まらず悩んでいる人へ

就労準備支援事業

就労準備支援事業により、あなたの就職活動を手厚くサポートします。

就労に従事する準備として基礎能力の形成を目的とし、「生活リズムを整える」「他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにする」などといった日常生活自立、社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。



原則として下記の要件をすべて満たす人が対象となります。

但し、収入要件や資産要件に当てはまらない人でも、支援を希望する場合はご相談ください。

1	収入要件 申請日における申請者の世帯の月収額が、基準額と生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること
2	資産要件 申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計額が基準額に 6 を乗じた額(上限は 100 万円)以下であること

就労準備支援事業の利用は完全予約制です。

また、事前に自立相談支援事業の利用申し込みなどが必要となります。



緊急に住まいが必要な人に

居住支援支援事業(シェルター事業)

住居を持たない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の人に対して、一時的に宿泊場所や食事等を提供します。また、保健所等と連携し健康診断を必要に応じて実施し、健康状態の悪化を防止すること等により、自立した生活を目指し支援します。



家計のやりくりや借金に困っている人へ

家計改善支援事業

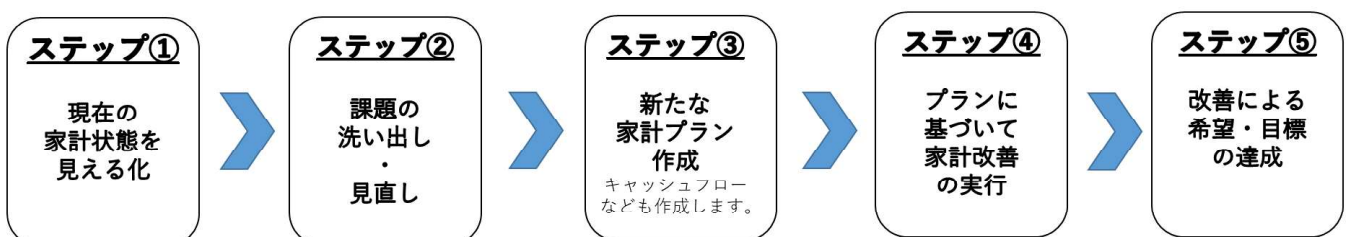
家計改善支援事業により、家計のやりくりや借金に困っている方々に、家計の見直し・借金の整理・お金のやりくりなどについて継続的に支援します。

専門家による相談を受け「家計の見える化」を実現して、お金の悩みを解決していきます。

例えば...こんなことでお悩みの方

- ・毎月の生活費が足りない方
- ・家計の見直しをしたい方
- ・借金の返済や税金等の滞納でお困りの方
- ・貯金したいが上手くいかない方

家計改善のステップ (全ての段階で家計改善支援員が的確なアドバイスを行います。)



家計改善支援事業の利用は完全予約制です。一人で悩まずご相談下さい。